

| 申請場所 | 申請が必要な場合 | 申請方法など（下線は持参するもの） |
|--|---|---|
| 1階 戸籍 住民課 6番 | 市外へ転出するとき | <ul style="list-style-type: none"> ・転出予定日の約2週間前から届出ができます。 ・戸籍住民課で「<u>転出証明書</u>」を受取り、転入先の市区町村へ提出してください。 ・マイナンバーカードまたは住基カードを利用した転出届をされた方は、<u>転出証明書</u>は発行されません。転入の際には、転入先の市区町村に必ずカードを持参してください。なお、転入した日から14日以内に転入手続きを行わないとマイナンバーカードが失効するおそれがあります。 ・<u>本人確認書類</u>（<u>運転免許証</u>、<u>パスポート</u>など）をお持ちください。 ※代理人が届出をする場合、委任者本人が記入した<u>委任状</u>が必要になります。 ・静岡市でマイナンバーカードを申請（新規・再交付など）された方は、静岡市でのマイナンバーカードの交付の申請が取りやめになります。転入先の市区町村で新たに申請をしてください。 <p>問合せ先【駿河区役所戸籍住民課 054-287-8611】</p> |
| | 公立小・中学校の児童生徒が転出する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍住民課で交付された「<u>転出証明書</u>（マイナンバーカードや住基カードによる転出届をされた方は転出届の写し）」を今まで通学していた学校に見せ、<u>在学証明書</u>と<u>教科用図書給与証明書</u>の交付を受けてください。（春休み、夏休み等でも交付します。月～金曜日） ※「<u>転出証明書</u>」は転入先の市区町村に提出しますので必ず返却してもらってください。 <p>問合せ先【教育委員会事務局 児童生徒支援課 054-354-2377】</p> |
| 2階 保険 年金課 20番 21番 22番 | 国民健康保険の加入者または国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主が、転出する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>「転出される方の国民健康保険証」</u>を持参してください。 ・戸籍住民課での転出手続後、国民健康保険証の返還または修正と、保険料の精算をします。学生として転出する場合や介護施設等に入所のため転出する場合は、区役所窓口にて<u>在学証明書</u>や<u>施設の入所が確認できるもの等</u>を持参のうえ、申し出てください。 ・世帯主が転出し、静岡市の同一住所に引き続き、国民健康保険の加入者が残られる場合、「<u>加入者全員の国民健康保険証</u>」を持参してください。世帯主名を変更します。 ・届出人の「<u>本人確認書類</u>（<u>運転免許証</u>、<u>パスポート</u>等）」 ・国民健康保険の加入者の「<u>マイナンバーカード</u>」または「<u>通知カード</u>」（お持ちの方） <p>問合せ先【保険第1、第2係 054-287-8621】</p> |
| | 後期高齢者医療制度の加入者（75歳以上または一定の障害があると認定を受けた65歳以上75歳未満の方）が転出する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍住民課での転出手続後、「<u>後期高齢者医療被保険者証</u>」、「<u>転出日のわかるもの</u>（<u>戸籍住民課での届出書のコピー等</u>）」を持参してください。 ・「<u>後期高齢者医療被保険者証</u>」を返却し、「<u>負担区分証明書</u>」を受け取ってください。 ・転出後に保険料の金額が変更になる場合は、後日、<u>更正通知書</u>をお送りします。 ・県外の施設に転出する場合は<u>住所地特例</u>が適用されることがあるため一度ご相談ください。 <p>問合せ先【後期高齢者医療制度担当 054-287-8612】</p> |
| | 国民年金の加入者や受給者が転出する場合 | <p>【年金加入者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の加入者（自営業者や学生などの第1号被保険者）が転出する場合、転出先の市区町村役場で転入手続を行うことにより、国民年金の住所が変更されます。また、国民年金保険料の納付書は、全国の金融機関やコンビニ等で引き続き使用できます。 <p>【年金受給者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所へ住所変更の届出が必要な方と、不要な方がいます。基礎年金番号をご用意の上、ねんきんダイヤルへお問い合わせください。 <p>【ねんきんダイヤル：0570-05-1165 (050から始まる電話の方は、03-6700-1165)】</p> <p>※共済年金や企業年金を受給されている方は、各機関にお問合せください。</p> <p>【在外任意加入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外へ転出する場合、国民年金の資格は喪失しますが、任意で加入することができます。 ・本人または家族の方が届出してください。詳しくは、お問合せください。 ※代理人が手続を行う場合は、「<u>本人が記入した委任状</u>」が必要です。 <p>問合せ先【国民年金係 054-287-8624】</p> |

| 申請場所 | 申請に必要な場合 | 申請方法など（下線は持参するもの） |
|--------------------|--|--|
| 2階 駿河税務 センター | 静岡市に住民登録があった時の課税(所得)証明が必要になった場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・郵便により請求していただくこともできます。詳しくは、静岡市ホームページをご覧くださいか、お問合せください。 問合せ先【駿河税務センター 054-287-8669】 |
| | 原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカーの所有者が転出する場合、または市外の他の人に譲る場合（廃車） | <ul style="list-style-type: none"> ・直接来庁される場合は窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）、ナンバープレート、<u>標識交付証明書</u>（残っている場合）をお持ちください。 ※郵便でも受付しています。詳しくは静岡市ホームページをご覧くださいか、お問合せください。 問合せ先【駿河税務センター 054-287-8669】 |
| | <p>原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカー以外の問い合わせについては下記にお願いします。</p> <p>バイク（125cc超〜）と普通自動車 静岡運輸支局検査登録担当（050-5540-2050） 軽三輪・軽四輪車（660ccまで） 軽自動車検査協会静岡事務所（050-3816-1776）</p> | |
| 2階 子育て 支援課 | 児童手当受給者が転出する場合 | <p>受給者が届け出てください。</p> <p>詳しくは子育て支援課給付係へお問合せください。</p> <p>問合せ先【給付係 054-287-8674】</p> |
| | 児童手当受給者が海外に転出する場合 | <p>※受給者の変更が必要になる場合がありますので、子育て支援課給付係へお問合せください。</p> <p>問合せ先【給付係 054-287-8674】</p> |
| | 児童手当対象児童だけが転出する場合、または児童手当の対象でない児童だけが転出する場合（15歳以上18歳以下の算定対象児童を含む） | <p>受給者が届け出てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別居の配偶者と児童の個人番号がわかる書類。 ・代理人が届出をする場合、受給者が記載した<u>委任状</u>（委任状の書式は静岡市HPからダウンロードできます。） <p>※詳しくは子育て支援課給付係へお問合せください。</p> <p>問合せ先【給付係 054-287-8674】</p> |
| | 児童扶養手当受給者または受給対象児童が転出する場合 | <p>受給者が届け出てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>児童扶養手当証書</u> <p>問合せ先【給付係 054-202-5815】</p> |
| | ひとり親家庭等医療費助成金受給者または対象児童が転出する場合 | <p>受給者が届け出てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ひとり親家庭等医療費受給者証</u> <p>問合せ先【給付係 054-202-5815】</p> |
| | 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人、連帯借受人または連帯保証人が転出する場合 | <p>本人が届け出てください。</p> <p>問合せ先【給付係 054-202-5815】</p> |
| | 子ども医療費受給者証を持っている子どもが転出する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>子ども医療費受給者証</u>」を返却してください。（郵送可・代理人可） <p>※受給者証の返却のみ。届出は必要ありません。</p> <p>問合せ先【給付係 054-287-8674】</p> <p>郵送宛先 〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10番40号 子育て支援課 給付係</p> |
| | こども園等に通園（申込）している児童・父母及び同居家族が転出する場合 | <p>保護者届け出てください。原則として、転出する場合は退園届を提出していただきます。</p> <p>転出先の自治体でも利用申請等の手続きが必要になります。</p> <p>静岡市で利用していた（利用している）保育施設にも転出する旨の報告をお願いします。</p> <p>問合せ先【入園係 054-287-8673】</p> |

| 申請場所 | | 申請に必要な場合 | 申請方法など（下線は持参するもの） |
|---|--|---|---|
| 2階 高齢 介護課 | 25番 | 静岡市で要介護認定を受けている（または申請中の）人が転出する場合 | <p>戸籍住民課で転出手続きをした後、高齢介護課介護保険担当の25番窓口で介護保険受給資格証明書を受け取ってください。</p> <p>・戸籍住民課での<u>住民異動届</u>または<u>転出証明確認書のコピー</u> ・介護保険被保険者証</p> <p>・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証（持っている人のみ）</p> <p>問合せ先【介護保険係 054-287-8679】</p> |
| 階 障害者 支援課 054- 287-8690 | 15番 | 身体障害者手帳を持っている人が転出する場合 | <p>・転出先の自治体で手続きをしてください。</p> <p>問合せ先【支援係 054-202-5818】</p> |
| | | 療育手帳を持っている人が転出する場合 | <p>・本人、家族、親族が届出。転出先でも手続きが必要です。</p> <p>・療育手帳、<u>タクシー券</u>、<u>紙おむつ券</u></p> <p>（※タクシー券、紙おむつ券は支給を受けている場合に限る）</p> <p>問合せ先【支援係 054-202-5818】</p> |
| | | 特別児童扶養手当、 重度心身障害児扶養手当、 特別障害者手当、 障害児福祉手当、 経過的福祉手当を受給している人が転出する場合 | <p>・転出先の自治体で手続きをしてください。</p> <p>問合せ先【支援係 054-202-5818】</p> |
| | | 障害福祉サービスを利用している人が転出する場合 | <p>・利用者又はその依頼を受けた方が届出。</p> <p>・障害者福祉サービス受給者証</p> <p>※障害者支援区分認定書が必要な方（転出先でサービスの利用がすぐ必要な方）はご相談ください。</p> <p>問合せ先【給付係 054-287-8690】</p> |
| | | 自立支援医療（精神通院） 自立支援医療（更生医療）を受給している人が転出する場合 | <p>・転出先の自治体で手続きをしてください。</p> <p>問合せ先【精神通院：給付係 054-287-8690】 【更生医療：支援係 054-202-5818】</p> |
| | | 心身障害者扶養共済制度に加入している人が転出する場合 | <p>・転出先の自治体で手続きをしてください。</p> <p>問合せ先【支援係 054-202-5818】</p> |
| | | 重度心身障害者医療費助成金受給者証を持っている人が転出する場合 | <p>・転出先の自治体で手続きをしてください。</p> <p>問合せ先【支援係 054-202-5818】</p> |
| | | 精神障害者保健福祉手帳を持っている人が転出する場合 | <p>・転出先の自治体で手続きをしてください。</p> <p>問合せ先【給付係 054-287-8690】</p> |
| 申請場所 | 申請が必要な場合 | 申請方法など（下線は持参するもの） | |
| 3階 お客様サービス課 (水道・下水道) | <p>・水道・下水道のご使用を止めるとき</p> <p>・井戸水をご使用で公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき</p> | <p>・電話または水道使用開始・中止等申し込みフォームからお申し込みください。</p> <p>連絡先【上下水道お客様サービスセンター 電話 054-251-1132】</p> <p>受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く）午前8時30分～午後7時</p> <p>※ただし3、4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。</p> <p>・水道使用開始・中止等申し込みフォーム</p> <p>https://logoform.jp/form/79j2/448554</p> | |



| | | |
|---|---|---|
| <p>3階 選挙管理 委員会</p> | <p>[国外転出] 在外選挙人名簿への登録を申請する場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿に登録されている方が転出届出日から転出予定日までの間に申請できます。 ・申請には、申請書の署名（自署）及び本人確認書類が必要です。 ・代理人が申請をする場合は、上記に加え本人が記載した申出書及び代理人の本人確認書類が必要になります。 <p>詳しくは駿河区選挙管理委員会 054-287-8626 までお問合せください。</p> |
| <p>【静岡庁舎】</p> | | |
| <p>新館3階 静岡市まちづくり 公社 (市営住宅) 054-221-1253</p> | <p>市営住宅入居世帯全員が転出する場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・返還届の提出（退去する15日前まで。用紙は静岡庁舎新館3階静岡市まちづくり公社にあります。） ・名義人の口座番号のわかるもの、転出先の住所と電話番号 |
| | <p>市営住宅の名義人が転出する場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・静岡庁舎新館3階静岡市まちづくり公社へお問合せください。 |
| | <p>同居人が転出する場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍住民課で転出届出後、異動届の提出（用紙は静岡庁舎新館3階静岡市まちづくり公社にあります。） ・世帯全員が記載されている住民票の写し（転出者に×印のついているもの、続柄・本籍記載） |
| <p>新館14階 高齢者福祉課</p> | <p>外国人高齢者福祉手当を受けている人（S7.4.1以前に生まれ、住民登録されており、かつ所得要件等あり）が転出する場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉課へご連絡ください。（手続きが必要な場合があります。） <p>問合せ先【高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201】</p> |
| <p>新館15階 市民自治 推進課 自治活動支援係 054-221-1265</p> | <p>戦傷病者手帳を持っている人が転出する場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・転出先の市町村役場で手続きをしてください。 |
| <p>新館15階 戸籍管理課</p> | <p>愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園利用者（名義人）が転出する場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、市営墓地利用者住所変更届出書を送付いたします。 ・後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 <p>市営墓地利用者住所変更届出書、転出先の住民票写し、市営墓地利用許可証</p> <p>※清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所4階地域総務課での手続きとなります。</p> |
| <p>霊園・斎場係 054-221-1297</p> | <p>市営納骨堂利用者が転出する場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、納骨堂利用者住所変更届出書を送付いたします。 ・後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 <p>納骨堂利用者住所変更届出書、転出先の住民票の写し、納骨堂利用許可証</p> |
| <p>新館13階 廃棄物対策課</p> | <p>し尿くみ取りが廃止になる場合、または、し尿くみ取りをしている家庭で人数が減った場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本人または家族が届出（電話でも可） <p>問合せ先【浄化槽推進係 054-221-1264】</p> |
| <p>新館2階 固定資産税課</p> | <p>「静岡市に土地・家屋を所有している人」が国外へ転出する場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口にお越しいただくか又はご連絡ください。 <p>問合せ先【土地第2係 054-221-1546】 【家屋第2係 054-221-1547】</p> |

| 【庁舎外】 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--------------------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|----------------------|----------------------|--------------------|
| 動物愛護センター | 犬の飼い主として登録してある人が転出する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・転出先の市町村役場に届出をしてください。 事前のお問合せは下記にお願いします。 (連絡先) 動物愛護センター | | | | | | | | | | | | |
| | お問い合わせ先 | | | | | | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 【動物愛護第1係（葵区、駿河区） 静岡市葵区産女953番地 054-278-6409】 【動物愛護第2係（清水区） 静岡市清水区役所2階 054-354-2403】 【蒲原支所 地域振興係（清水区蒲原） 静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号 054-385-7730】 | | | | | | | | | | | | | |
| 市立図書館各館 | 図書館カードの交付を受けている人が転出する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>図書館カード</u>を持っている本人か、預かっている家族が届け出てください。 | | | | | | | | | | | | |
| <p>【図書館連絡先】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">中央図書館 054-247-6711</td> <td style="width: 33%;">御幸町図書館 054-251-1868</td> <td style="width: 33%;">藁科図書館 054-278-4100</td> </tr> <tr> <td>南部図書館 054-288-2151</td> <td>西奈図書館 054-265-2556</td> <td>長田図書館 054-259-7878</td> </tr> <tr> <td>北部図書館 054-653-1817</td> <td>麻機分館 054-248-5035</td> <td>美和分館 054-296-6501</td> </tr> <tr> <td>清水中央図書館 054-354-1331</td> <td>清水興津図書館 054-360-4311</td> <td>蒲原図書館 054-388-3456</td> </tr> </table> | | | 中央図書館 054-247-6711 | 御幸町図書館 054-251-1868 | 藁科図書館 054-278-4100 | 南部図書館 054-288-2151 | 西奈図書館 054-265-2556 | 長田図書館 054-259-7878 | 北部図書館 054-653-1817 | 麻機分館 054-248-5035 | 美和分館 054-296-6501 | 清水中央図書館 054-354-1331 | 清水興津図書館 054-360-4311 | 蒲原図書館 054-388-3456 |
| 中央図書館 054-247-6711 | 御幸町図書館 054-251-1868 | 藁科図書館 054-278-4100 | | | | | | | | | | | | |
| 南部図書館 054-288-2151 | 西奈図書館 054-265-2556 | 長田図書館 054-259-7878 | | | | | | | | | | | | |
| 北部図書館 054-653-1817 | 麻機分館 054-248-5035 | 美和分館 054-296-6501 | | | | | | | | | | | | |
| 清水中央図書館 054-354-1331 | 清水興津図書館 054-360-4311 | 蒲原図書館 054-388-3456 | | | | | | | | | | | | |
| 【保健所】 | | | | | | | | | | | | | | |
| 保健所総務課 疾病対策係 054-249-3177 | 特定医療（指定難病）受給者が転出する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人または家族が届出をしてください。 ※転出先での手続き完了後、受給者証を返還して下さい。 | | | | | | | | | | | | |
| | 小児慢性特定疾病医療受給者、自立支援医療（育成医療）受給者、未熟児養育医療受給者が転出する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人または家族が届け出てください。 ※転出先での手続き完了後、受給者証を返還して下さい。 | | | | | | | | | | | | |
| | 被曝者健康手帳を持っている人が転出する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・転出日から30日以内に転出先の保健所に届出をしてください。 | | | | | | | | | | | | |
| 感染症対策課 予防接種係 054-249-3173 | 予防接種シールの発行を受けた人が転出する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市の予防接種シールは転出後には使用できないため、破棄して下さい。 ・転出後の接種については、転出先の自治体等で手続きをしてください。 | | | | | | | | | | | | |